

No.425



研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

第52回部落解放・人権夏期講座 (8/20~9/3@オンライン) を開催しました

今年度は、新型コロナウイルス感染症第5波の影響を受け、2週間の間、全講座を録画配信しました。関係者の皆さま、ご参加いただいた多くの皆さまに心より感謝を申し上げます。



▲ 高野山 壇上伽藍境内

高野山と人権をテーマに解説される毎年大人気のフィールドワークを事前に撮影し、「オンラインフィールドワーク」として動画を配信しました。

参加者の皆さまから、現地を少し体感できた、来年は訪れたい、とたくさんの感想をいただきました。研究所会員の方は「会員ページ」で視聴ができますので、ぜひご覧ください。

「フィールドワーク撮影こぼれ話」を6ページに掲載しています。

もくじ

理事からのメッセージ/松村元樹 理事	2	マスコミ懇談会をオンラインで開催	10
第3研究部門「ソーシャルワークと教育」研究会 報告	4	「全国部落調査」復刻版裁判の判決を受けて	11
第36回人権啓発研究集会 案内	5	フードパントリー活動 参加報告	12
高野山フィールドワーク撮影こぼれ話	6	みんなの人権・映像フェスティバル 募集	13
第34回人権啓発東京講座を終えて		リレーエッセイ	14
/ リバティおおさか移動人権展	7	参加者募集 / 事務局便りほか	15
117期解放大学が開講中・新任助言者メッセージ	8		

理事からのメッセージ

全国部落調査復刻版出版差し止め訴訟
結審に関するニュースコメントの分析

理事 松村 元樹



2016年から始まった見出しの裁判は、約5年の時間を要した中で9月27日に判決を迎えた。判決は原告の勝訴、しかし、大手を振って勝ったとは言いきれず、判決内容は多くの課題が残され、高裁において問題解決の有効打となる勝訴に向け、闘いは新たなステージに入っている。

地裁判決を迎えるにあたり、マスメディアの一部で社会的関心を高めるために裁判に関する報道がなされ、結審の日は、多くのマスメディアが判決内容を報じた。各社からデジタル配信された記事は「Yahoo! ニュース」でも取り上げられ、多くのユーザーからコメントが寄せられた。これまでの経験から、コメント内容に差別やヘイトが繰り返されることが予想されたため、早速コメントの収集にあたった。

「Yahoo! ニュース」で取り上げられた十数本の記事からコメント機能が追加されている11本の記事のコメントを収集した結果、約1900件となった。

まず、KH Coder (テキスト型(文章型)データを統計的に分析するためのフリーソフトウェア)を使用し、コメントに多く用いられた品詞を最も多い順から150位まで並べたところ、「特権」「優遇」「逆差別」「利権」が多く頻出した。コメントを原文ママで紹介すると「就職に優先枠があったりしますよね。転職しようとしたときに知りました。そういうのを利用してるとしか思えなくなりましたね私は。結局差別が根絶されたら困る人がいるんですよね。」「被差別特権・利権を失いたくない団体の圧力はすごい」などが投稿されていた。記事の内容よりも、「部落」「同和」「解放同盟」に反応した、判例とは無関係のコメントが多くを占めた。今回のような状況は2018年12月に、ABEMA TIMESの2つ記事に11000件のコメントが寄せられた際にも同様の状態となった。コメントをしているユーザーにとって、解放同盟や被差別部落にルーツのある人たちが、差別被害や問題解決への思いなどを発信している情報に触れると、過去の解放同盟や関係者による不祥事を持ち出し、「差別はいけませんが利権や優遇を手放すこともセットであるべき」「差別を受ける理由は利権を貪っているから」とスイッチが入ることがうかがえる。コメントで用いられる「利権」「優遇」とされているものは「アフターマティブアクション*1」であって、無理

解から発されるものである。また、そもそも差別被害に関する内容が取り扱われているにも関わらず、論点が大きく逸脱している点で、まるで「痴漢被害」の問題について議論をしているところに、「痴漢冤罪」の話題を持ち出し、自身も被害者である、被害者になり得ると言わんばかりに、問題の本質や論点をずらす論調と瓜二つである。

2003年に発刊された『同和利権の真相』という書籍の登場により、世に広がり始めた「同和利権」という用語と思想は、被差別部落への差別意識や偏見、解放同盟関係者や地区関係者と関連付けられた問題と相まって強化された。それに拍車をかけるように、今やマジョリティこそが差別を受け、本来得られた権利や機会をマイノリティによって搾取されている被害者だと受け止めるロジックが、政治のあり方や社会構造の変容により、従来以上に激しく作用している。何よりも部落差別解消推進法が施行されて5年が経とうとしているが、問題は悪化し続けている現状があり、差別解消のための取り組みは全くといっていいほど進んでいないと言える。政府の責任は極めて重大である。

コメントすべてをチェックしながら筆者の主観で分類をした結果、判例の評価などを取り上げた11本の記事に直接関わるコメントは4.5% (判決への肯定意見2.7%、否定意見1.8%) しかなく、その他・不明を除くと、最も多かったのが「偏見 (部落出身者全体が前述した諸問題を起こしているなどの不当に一般化する内容)」で21.1%、次いで「利権」の20.1%であり、次いで「一定理解 (ある程度、部落問題を理解している肯定意見)」が5.2%という結果となった。

こうした投稿を行うユーザーたちは、知識をアップデートしない、ネットリテラシーが低い、「部落・同和=不祥事」というバイアスをはじめ、その他さまざまなバイアスに強く囚われていながら、それを真実として疑わず誤認を維持し続ける、その結果、深刻な差別やマイクロアグレッション*2を生み出し、被差別当事者への被害、偏見や差別意識がさらに拡充され悪化する影響、差別解消が遅滞される可能性を与えている。

単なるプライバシー権侵害の枠組みで終えた地裁判決では、いかに差別の抑止、解決に寄与しないかは差別の現実が物語っている。推進法の強化改正によって、法的に差別を禁止するとともに、問題解決に向けた有効な施策の推進、事業者の対応が具体的に前進する社会システムの構築に向け、運動・研究等を取りくんでいかなければならない。

*1 差別による格差を是正するための特別措置

*2 日常の中で起こる無意識の偏見や無理解、差別心が含まれた、無自覚に相手を傷つける言動

第3研究部門

「ソーシャルワークと教育」研究会 連続zoom学習会 報告

昨年に引き続き、「ソーシャルワークと教育」研究会の一環として、地域の施設を拠点にした子ども・若者支援に関する連続学習会を9月25日に行いました。各地で地域教育に取り組む関係者ら約20名がオンラインを介して参加し、意見交流しました。

今回は、鳥取市中央人権福祉センター所長の川口寿弘さんより、鳥取市における地域食堂の取り組みをご報告いただきました。「高校に行かない」とつぶやいた中学生たちのために学習会を開いたという、地域食堂の原点となる隣保館での取り組みは、子どもたちの状況を知る上でも重要でした。学習会の取り組みをとおして、居場所が地域の課題や多様な人や社会資源がつながるプラットフォームとなること、取り組みの過程で人や地域が変わっていくことを実感したそうです。

その後、生活困窮者自立支援法の施行(2015年4月)を受けて、鳥取市が寄り添い型の学習・相談事業を開始するなかで、学習支援事業に来る子どもたちが、家でしっかりと食事をとれていないことに事業にかかわる大人たちは気づき、食事をした上で学習会を始めるようにしました。このようにして、鳥取市で子ども食堂が開始されました。子どもたちと一緒に食事の準備をすると、皿の選び方や工夫して食

材を切ることなどを知らないといった、子どもたちの経験の不足を感じたというエピソードは印象的でした。また、大人たちも子ども食堂にかかわることでやりがいを感じられるようにすることが重視されている点も、子ども食堂を継続していく上では重要であると感じました。

鳥取市の子ども食堂の特徴として、経済的に困窮している子どもだけが対象ではなく、高齢者や障がい者、子育て中の保護者、外国人などを受け入れていることがあり、地域の多様かつ多世代の交流拠点となっています。そのため、地域の誰もが気軽に行ける「地域食堂」を推進する形になっていったそうです。

そのような地域食堂だからこそ、包括的支援体制のなかでのプラットフォームとしての役割を担うようになっていきました。その例として、要対協(要保護児童対策地域協議会)の取り組みと地域食堂の取り組みが繋がっていったことなどを挙げていただきました。

今回のご報告からは、隣保館の取り組みの発信の重要性や、隣保館が行政や関係機関・団体とつながることで、それぞれの長所を生かしつつ、課題の解決を目指していく可能性を学ぶことができました。

宇田 智佳(大阪大学大学院生)

※本報告の内容については、研究所の会員ページに録画データと資料データを掲載する予定です。研究所会員の方はぜひご覧ください。

第36回人権啓発研究集会のご案内

- 日時 2022年2月3日(木)、4日(金)
- 会場 和歌山県民文化会館(〒640-8269 和歌山市小松原通り1-1) 他
- 参加費 7,000円(税込)
- 主催 第36回人権啓発研究集会実行委員会
- お問い合わせ先 【和歌山県内の方】 部落解放同盟和歌山県連合会
TEL.073-473-2301 FAX.073-473-2302
【和歌山県外の方】(一社) 部落解放・人権研究所
TEL.06-6581-8572 FAX.06-6581-8540

- 全体会 2月3日(木) 13:00～17:00 和歌山県民文化会館(大ホール)
【リレー報告】インターネット上における部落差別と闘う

- 分科会 2月4日(金) 和歌山県民文化会館(大ホール、小ホール) 和歌山城ホール
各会場3講座開催 ①9:00～10:30 ②10:45～12:15 ③13:15～14:45
*分科会共通テーマ:「差別解消の取り組みと差別の法規制の動向」

- フィールドワークコース(事前申込制、参加費別途)

- ①西光万吉と和栄政策
- ②平井地区の歴史とまちづくり

*詳細は11月中に部落解放・人権研究所ウェブサイトに掲載します。

*録画視聴の申し込みもあります。

Facebookページをたちあげました!

部落解放・人権研究所からのお知らせや事業を発信しています。
ページをフォローして、最新情報を受け取ってください。



他、関連団体のFacebookページ

Facebookページ ▶

『世界人権宣言大阪連絡会議』

日本の国際人権規約批准運動の流れを組む団体です。世界人権宣言の普及・宣伝とともに、その精神を実現するため、学習会・集会の開催、人権教育・啓発教材の作成、情報発信、国内外の人権団体との交流などに取り組んでいます!

『差別禁止法の制定を求める市民活動委員会』

さまざまな被差別当事者がつながることをとおして、差別の現実を明らかにし、交流・議論を深めながら、差別禁止法の制定の実現に向けて取り組んでいく市民活動をつくることを目指している団体です。現在、Facebookページでさまざまな人権課題にかかわる情報を発信しています。

高野山フィールドワーク 撮影こぼれ話



今年も残念ながらオンライン開催となった部落解放・人権夏期講座、通称「高野山夏期講座」。例年高野山で行う際に開催しているフィールドワークはいつも満員御礼、それどころか申込多数抽選で、なかなかすんなりとは参加できないプログラムです。このフィールドワークを撮影して、参加者のみなさんに少しでも高野山の気分を味わってもらおう、ということで、講座事務局3名による撮影隊を結成、7月後半の暑い1日に、事務局にとっても2年ぶりとなる高野山へ向かいました。

フィールドワークはこの10年ほど、NHK『ブラタモリ』にもご出演された高野山大学の木下浩良さんを講師に迎えています。この日も木下さんと九度山橋近くで待ち合わせ、紀ノ川から高野山を遠望する場面で撮影をスタートしました。講座の時は南海高野線でまっすぐ高野山駅まで上るので、ふもとの姿や山の途中にある史跡を見ることはありません。それどころか、研究所のスタッフは例年、会場にこもっているため、実は私たちこそ高野山をよく知らないかもしれません。今回の撮影であらためて高野山信仰や高野山の歴史を通じた人権課題を学ぶことになりました。

大門、女人堂、壇上伽藍と歩いている間、木下さんは高野山にまつわるお話をずっと聞かせてくださいました。先生のお話を聞いていると権力者だけでなく、たくさんの庶民に愛された空海さん、そしてそれらの人びとに寄り添おうとした空海さんの姿が浮かんできました。

撮影の最後は奥の院でした。江戸時代、多くのハンセン病の人たちが暮らした高野山、墓守をしたその人びとのなかにも階層があったことを示す禿法師の遺跡、山で大きな災害が発生した責任をとって座主が処刑されたという蛇柳、長い歴史の中で多くの人びとが高野山で生きていた姿に考えさせられるものがありました。浅野藩の姫や徳川将軍の妻の墓石が大きなことは女性の信仰も篤かったことを示します、と先生はおっしゃいましたが、私はその墓石を作った男性家族の権力誇示にも見えました。そんなコメントをしたら、先生は「私はそう思いますが、あとはみなさんの歴史の推理にお任せします」ということでした。

蝉や鳥の声、木々のざわめき、そして水の音…高野山はやはり大阪市内とは違う世界でした。日常を遮断して、人権学習に専念するために高野山ではじまった夏期講座、来年はじっくりと人権学習に専念する夏を迎えたいものです。(今井 貴美江)

第34回人権啓発東京講座を終えて 「無関心の壁を越えて」

全講義オンライン開催となってから2回目の人権啓発東京講座です。受講生のみなさんの協力のもと、およそ3ヶ月という期間を終えることができました。

今では日常となりつつあるオンライン配信ですが、講師の方々がリアルな体験談や映像を駆使し、創意工夫を重ねてくださったおかげで、臨場感あふれる講座をお届けできたと思います。そして、それに即座に応える受講生のみなさんの感想や質問はとてつもなく、事務局としても、一講師としても、毎回ゾクゾクしながら拝見していました。

なかでも印象的なのは、多くの受講生の方が綴ってくれた「無関心ではいけない」という言葉でした。講座を通して社会的な課題の一端に触れたみなさんは、もうすでに「無関心の壁」を越え、これまでとは違った景色を目にしていることでしょう。ぜひ、その感覚を職場や暮らしの中で生かしてください。

コロナ禍によって炙り出されたかのような差別行為が世界中で起こり、ワクチン供給の不等等は先進国と途上国との格差を浮き彫りにしました。そんな世の中だからこそ、受講生のみなさんと共に「人権」と真っ向から取り組んだ時間は、私にとっても貴重な経験でした。ありがとうございます。

いつかどこかで、みなさんと会い「人権」について語りあえることを楽しみにしています。
外川 浩子 (人権啓発東京講座事務局)

はじめての移動人権展1 部落問題ってなんだろう? 大阪人権博物館(リバティおおさか)の所蔵資料を展示!

期 間 2021年11月12日(金)～17日(水)
10時～17時(入場は16時30分まで) *最終日は12時まで
会 場 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 本館9階ギャラリー2
〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14
入場料 無料
主 催 はじめての移動人権展実行委員会
問い合わせ 大阪人権博物館(Tel06-4301-7783)

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催を中止する場合があります。



2021年度第117期解放大学が開講中

2021年度の部落解放・人権大学講座（解放大学）は、6月30日に人権啓発東京講座（東京講座）と合同プログラムで開講しました。昨年度に引き続き、オンラインで実施しています。

10月には東京講座が一足先に終了し、解放大学は2月の終了に向けて折り返し地点となりました。

10月からは例年行っているフィールドワークの代わりに、例年訪れていた場所からリモートで講演をいただきます。昨年度（オンライン実施）の受講生からの「フィールドワークは現地に行きたかった」という多くの声に応じて、今年度は、希望者は現地フィールドワークに参加できるよう企画しました。少人数限定でコロナ感染対策を行ったうえで、現地を体感していただきます。

さらに、10月末からは班に分かれてのグループゼミで自由課題研究レポートの作成に取り組めます。これまでの受講においての学びや経験を元に、自らが主体となって取り組む一環として自らが興味のある人権課題テーマを設定し、これまでのインプットによって蓄積してきた講座受講を活かしながら、アウトプット活動を行います。

解放大学が重視する、共に学ぶ仲間として関係性の中での学びを基本に進めます。少人数の班の中で、一人一人異なる背景をもつ受講生が経験や意識を交流します。各班には2人助言者がつき、グループゼミでの学びをサポートいただきます。

グループゼミでお世話になります今年度の解放大学の新しい助言者5名の方に、自己紹介のメッセージをいただきました。

新任助言者からのメッセージ

いのうえ はつみ

井上 初美さん（第107期解放大学修了。日本生命保険（相）に所属）

2014年に社内のセクハラ相談員となったのがきっかけで受講させていただき、現在は、人権全般について社内で啓発・研修の担当をしております。人権は奥が深く、学び続ける大切さを実感している中、グループゼミの助言者として、一緒に学ぶ機会をいただきました。みなさんとの出会いを通じて、新たな気づきを得られることを期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



たむら せいそう

田村 誠三さん（第103期解放大学修了。藤井寺市に所属）



第117期部落解放・人権大学でお世話になります。新任助言者ということで、助言というより共に学ばせていただくという気持ちで臨みたいと思っています。私が受講していた当時の方式とは違うリモートでのグループゼミということで、戸惑いもありますが、有意義な時間を過ごしたいと思いますので、よろしくお願いします。

でぐち くにひこ

出口 都彦さん（第101期解放大学修了。オリエンタル酵母工業㈱に所属）



この度、助言者を務めさせて頂く事になりました。受講生の時、助言者の方々には公私に亘り関わって頂いた事が思い起こされます。受講生の方に、自分らしい助言ができるのか？ 不安でいっぱいですが、いろんな課題から気づき、共に学び、共に考え、人権の視点から考え、活発な意見交換ができる助言者になりたいと思います。企業の人権啓発担当として、「人に【心】を忘れず」をモットーとし、共に学ぶ事を楽しみにしています。

ますだ かおる

増田 かほるさん（元教員）



高校の教員を退職し、今は地域でボランティア活動をしております。在職中は長く人権教育に携わり、様々な問題を抱える生徒や保護者と向き合いました。解決に向けて共に悩む中で、それまで知らなかった多くのことに気づくことが出来ました。このたび助言者として務めさせていただくこととなり、皆さまにお会いし、共に学べることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

やまもと よしきよ

山本 良清さん（第103期解放大学修了。受講当時、バナソニックコンシューマーマーケティング㈱）



このたび、2021年度部落解放・人権大学講座の助言者に就任いたしました。7月に所属企業を退職いたしました。退職までの10年間、社内では、社員に対する人権啓発を担当。特に新入社員や中堅社員を対象に人権研修を担当しておりました。コロナ感染対策によりリモートでの実施ということで、私が受講した時とは少し勝手が違いますが、受講者の皆さんとともに考えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

高野山マスコミ懇談会をオンラインで開催

例年、高野山で行われる部落解放・人権夏期講座の初日に、現地でマスコミ懇談会を行っている。主に東京や大阪のテレビ、ラジオ、新聞、出版などのマスメディアの関係者が集い、学習と懇親を深めてきた。

昨年に続き、今年のマスコミ懇談会もオンラインで開催することとなった。8月27日に、マスコミ関係者35人、部落解放運動関係者14人が参加。当研究所の川口泰司業務執行理事がコーディネーターを務めた。

今年のテーマは、9月27日に東京地裁の判決が出た『全国部落調査』復刻版裁判とした。(判決の報告は11ページに掲載) 5年に渡って争われているこの裁判の経過や争点とともに、部落問題についてマスコミ関係者が学べる機会をていねいに積み重ねてきたが、いよいよ今回の判決を報道し、社会に問題を投げかけてほしいという主催者側の期待もあった。今回のマスコミ懇談会では、とくに裁判の原告の声や訴えを届ける場になればと、地域や年代の異なる4人の報告者にお話をさせていただくことにした。

報告者の1人の言葉を借りれば、裁判の被告鳥取ループ・示現舎は「どこが部落で、誰が部落民なのかをわかるようにして、部落差別を拡散することを目的にしているのではないか」。部落の所在地情報と運動関係者などの個人情報やネット上に曝し続けている彼らの行為と闘う裁判に原告団として加わった思いが4人の報告者から語られた。

それぞれが被差別体験に苦しんできた。自身だけでなく、親や子どもとともに向き合ってきた。そのような経験を背景に差別をなくす運動に関わってきた。部落出身であることを名乗ることの背景には様々な困難や葛藤があった。部落差別に對峙して自ら立場を明らかにすることと、部落出身者であることを同意なく暴かれる「アウトティング」とは決定的に異なることは理解されなければならない。

裁判の1つの大きな争点となっている被害の証明について、マスコミ関係者から質問があった。差別の被害を受ける側がそれを証明しないといけないことは裁判というものの性格かもしれない。

4人の報告者がいずれも語った、不特定多数の人に部落の地名や個人情報が暴露されることの不安は想像に難くない。この不安を被害ととらえるには、裁判には限界があるかもしれない。「社会を変えていく必要がある」。コーディネーターを務めた川口業務執行理事がそう会を締めくくった。

(川本 和弘)

「全国部落調査」復刻版裁判の判決を受けて ～「除外された6県」と理念法の限界～

9月27日、東京地裁で『全国部落調査』復刻版裁判の判決がありました。

『復刻版』出版・ネット掲載は「違法」との判決が下され、488万円の賠償が命じられました。しかし、今回の判決では原告がいる35都府県のうち6県(山口県、長崎県、佐賀県、三重県、岐阜県、千葉県)は出版禁止・ネット削除の対象から除外されました。原告が亡くなっていることや原告の現住所・本籍地が『復刻版』に掲載された地名と一致しなかったなどの理由から、プライバシー侵害には該当しないと判断されました。

私も山口県の原告であり、除外された県の1人です。私の現住所は同和地区指定された地域です。しかし、10年程前に市の住所表記が変わったので「全国部落調査」に掲載された当時の住所(地名)と「一致しない」として、除外されてしまいました。

今回、裁判の準備段階で、原告の対象となる同盟員の方に何人も「原告になって欲しい」と依頼しました。しかし、裁判の相手はネット上で「さらし差別」をおこなうため、部落を出て生活している子どもや孫たちに被害が及ぶことを恐れ、悔しい思いをしながらも原告になることを断念されました。

誰かが声をあげて原告にならなけれ

ば山口県の被害を食い止めることが出来ない。そう考え、私は山口県の仲間を代表し、原告となりました。しかし、私の権利侵害が認められなかったことで、県内全ての地名リストが削除対象から除外されるという事が起きてしまいました。本当に悔しい思いでいっぱいです。

また、原告のいない10県も対象外になりました。鳥取ループ・示現舎はさつそく、

「除外された県は裁判所が出版・掲載してもいいと認めた」と誤った主張を始めています。今回の地裁判決に対して、山口県の部落の人たちから判決への怒り、「さらし差別」への不安におびえた声が私のところにも何件も届いています。

『復刻版』の出版そのものが差別を誘発助長するものであり、解放同盟は控訴しました。

今回の判決ではこのような確信犯に対して、現行法の「部落差別解消推進法」では対応できないという限界も浮き彫りになりました。差別禁止規定を盛り込んだ「推進法」の強化改正、包括的差別禁止法の制定が必要です。今後、裁判の意義と課題をしっかりと踏まえて、控訴審の完全勝訴に向けて全力で取り組んでいきたいと思えます。

川口 泰司(業務執行理事/
部落解放同盟山口県連合会 書記長)

コロナにかつ!命をつなぐ緊急「食」支援 ～1000食支援おふくわけマーケット(パントリー活動)～ ボランティア参加報告

認定NPO法人ふーどばんくOSAKAが主となり招集された、『コロナにかつ!緊急「食」支援実行委員会』によるフードパントリー活動に研究所スタッフも参加しました。

6・7・8月の最終土曜日の午前に、扇町公園ひろばで緊急支援の食品1000人分の無料配布を各回で実施。全3回で2720名の方にお渡することができました。

第3弾(8月)は緊急事態宣言が発出されているなかでしたが、「食べる不安」を感じている方に少しでも安心を届けたい想いのもと、支援を止めないとして開催にふみきました。厳しい感染状況をふまえ、密を避けるために配布方法を工夫して感染対策に取り組みました。また、気温が35度を超える猛暑だったので熱中症対策との両立にも努めました。

テレビ・新聞での告知や、第1弾に来てくれた方が知り合いに周知してくださった等の効果もあり、回を重ねる毎に来てくださる方が増え、配布開始前から長蛇の列ができるほどでした。

コロナ禍で研究所のほとんどの事業がオンライン実施となり、他イベントも中止や延期をしているなか、久しぶりにたくさんの方に出会える時間でした。並んでいる方から「食費を切り詰めているので助かる」「〇〇公園からわざわざ来たんよ」「荷物多いけど、頑張って持って帰るわ～」等のお声を多数いただき、対面で会話ができること、直接支援を届けられることのありがたみを実感しました。

ふーどばんくOSAKAホームページの赤井理事長コラムに相談件数が「昨年夏頃から急激に増加し、月20～30件に増え、その内容も切実であり、『2日間何も食べていない』『子どもに十分に食べさせられない』といった深刻な相談内容であり、これは緊急に支援する方法を考えなければと現場のスタッフが、立ち上がったことが契機である。」と



〈写真提供〉解放新聞社大阪支局 (8月28日撮影)

取り組みに至った経緯の記載があり、フードバンク活動の意義と必要性を改めて感じました。この支援活動に賛同し参加できて、また、不安になっている誰かに「安心」を届けるお手伝いできて、嬉しく思っています。

ふーどばんくOSAKAホームページ
(<https://www.foodbank-osaka.jp/>)



世界人権宣言大阪連絡会議では差別のない人権が尊重された社会づくりにむけた映像作品を募集いたします。みなさんが考える人権の大切さや人権尊重の必要性を多くの方に伝えるための作品をお送りください。たくさんのご応募をお待ちしています。

テーマ 「差別のない人権社会にむけて」をテーマとした15分以内の映像作品
(アニメ・実写どちらも可。1分、2分などの短い作品も歓迎します)

応募資格 個人・団体にかかわらず、どなたでも

締切 2022年1月17日(月) 必着

- 表彰**
- 大賞(1作品) 賞金10万円
 - 優秀賞(2作品) 賞金5万円
 - 特別賞(1作品) 記念品贈呈
 - 世界人権宣言大阪連絡会議YouTubeチャンネルにて公開
 - 2022年4月に開催する世界人権宣言大阪連絡会議総会にて上映

選考 人権啓発映像審査委員会

委員長



谷口 真由美さん

法学者・大阪芸術大学客員准教授
部落解放・人権研究所理事

副委員長



せやろがいおじさん
お笑い芸人/YouTuber



松井 寛子さん
映画宣伝プロデューサー



村木 真紀さん
虹色ダイバーシティ代表



森 実さん
世界人権宣言大阪連絡会議
代表幹事
大阪教育大学名誉教授

審査委員

世界人権宣言大阪連絡会議
役員チーム



【主催・問合せ】世界人権宣言大阪連絡会議
TEL&FAX06-6581-8705 Email udhr@blhrri.org

*応募方法等の詳細は部落解放・人権研究所ホームページをご覧ください。



刻々と変化する「普通に使われる」表現

書店に行くと、ずっと前に絶版になっている、初版が40年くらい前に出たもの、もしくはもっと古い出版物が「復刻版」として販売されていることがあります。文庫になって手軽に読めることが嬉しくて私はときどき購入するのですが、読み進めていくと最後のほうのページには、たいてい、こういった一文が添えられています。

「本書には、今日からみれば不適切と思われる表現がありますが、当時の時代背景を鑑み、そのままといたしました」。

似たようなことわり書きは、制作年の古いドラマや映画などの映像作品でも見かけます。

そもそも「今日不適切と思われる表現が、当時は普通に使われていた」ということがどういうことなのか考えてみると、まず、当時はいまよりも「差別する側」に寛容だったということは間違いのないと思います。そして差別が存在しているけれども、社会のなかでその差別を言葉として認識できていなかったり、被害を受けている人が声をあげられなかった、そういう背景があったことを忘れてはいけないと思います。

ただ、復刻版の書籍を読んでも、昔の映像作品を見ても、具体的にどこに問題

があるのか丁寧な解説があるわけではありません。一つずつ問題点を確認できる場は用意されておらず、販売元としては問題箇所をどこも認識しているのか、このあたりは気になるところです。

読む側、観る側としても「いまと時代が違っていた」の一言で片づけてしまうことなく、当時の社会的弱者の描き方などを含めて詳細を見ていながら、自分のなかにある「時間が止まったまま」の認識がどこにあるか確認してみる必要があるのではないのでしょうか。たとえばジェンダーの視点で、一つの小説を題材にして、さまざまな世代の人たちと意見をかわして、自分の問題意識を客観的に確認していく場があると、新鮮な発見があるのではないかと思います。

そして、ここから先の時代を生きる私たちには、「いま現在」当たり前に使われている表現のなかに潜んでいる差別的な要素を見抜き、それを変えていくことが求められているのだということ。これも忘れてはいけませんよね。



参加者募集!! 2021.11~12 研究所カレンダー

- 10/29~11/12 第42回人権・同和問題企業啓発講座 @録画視聴
- 11/19 第437回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール(Zoom参加有)
「誰でも、どんなことも『学ぼう』~2畳大学の取り組み」
梅山 晃佑さん(2畳大学学長、A'ワーク創造館職業訓練事業部部长)
- 12/3 世界人権宣言73周年記念大阪集会 @堺市産業振興センター イベントホール
基調講演「私の水平社宣言」を綴ろう
森 実さん(世界人権宣言大阪連絡会議代表幹事)
リレートーク「私の水平社宣言」
内田 瞳さん(自立生活夢宙センタースタッフ)、加藤 拳人さん(部落解放同盟堺支部執行委員)、小阪 くみこさん(SAF(性的マイノリティと支援者アライをフラットにつなぐ会))、孫 弘樹さん(NPO法人トッカピ理事)、林 力さん(ハンセン病家族訴訟原告団長)、アイヌの方(調整中)
- 12/4 第6研究部門「ネットと部落差別」研究会 公開研究会 @オンライン開催
「部落地名公開裁判判決と法施行5年をふまえた部落差別解消の課題」

新刊案内

2021年度版が発行されました! 「全国のあいつぐ差別事件 二〇二一年度版」

二〇二〇年度に各地で発生もしくは報告された差別事件のなかから典型的と思われる事例を紹介、分析。

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 編・発行
定価 2,200円(税込) 265頁 ISBN 978-4-7592-1421-5

購入・問い合わせ先 TEL 06-6581-8619 (販売担当)



事務局便り

豊臣秀吉の朝鮮出兵を題材に、島津藩の侍大将、儒学を修めたいと願う朝鮮国の被差別身分の青年、琉球王国の密偵を務める官人を主人公にした物語という案内に惹かれて読んだ『天地に燦たり』(川越宗一著:文春文庫)。2018年の松本清張賞を受賞した作品です。その参考文献として研究所が2004年に出版した『アジアの身分制と差別』が紹介されていました。先達の仕事が胸に深く残った小説の参考とされていることに、出版当時を知らない私も嬉しい気持ちになりました。

(IK)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。

〔A 会員〕 年会費 10,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

〔B 会員〕 年会費 7,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

〔学生会員〕 年会費 3,500 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

〔賛助会員〕 年会費 50,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』、「会員ページ」
の閲覧他

入会の詳細は、ホームページ (<http://blhri.org>) の「入会について」をご覧ください。



研究所通信 425号 2021年11月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円（税・送料込：会員は会費に含む）